

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 徳寿会

職員一人一人が仕事と家庭生活を両立させ、各職場で十分に能力を発揮することができるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

2022年4月1日から2027年3月31日

2 目 標

当法人は、特別養護老人ホーム、ショートステイサービス及びデイサービス等を実施している。主にご高齢の方と触れ合う職場であり、ご利用者様に素晴らしい日々を過ごしていただけるよう、また、ご家族様にもご安心いただけるよう職員は笑顔の中にも緊張感をもって日々の業務に当たっている。

今後とも最高のサービスを提供するためには、職員が心身共に健康であることが必須である。そのためには、自己及び家族等との時間が大切であるとの思いから、次のとおり目標を設定いたします。

なお、年次有給休暇は部署の管理者と調整の上、業務に支障のないように取得するものとする。

全体の有給休暇取得率の下限を40パーセントとする

3 取組内容

令和4年4月1日以降、次の事項に取り組むこととする。

- ・幹部会議での年次有給休暇取得状況周知及び状況に対する対応方針検討
- ・事務改善等
- ・職員間での共助意識の醸成
- ・求人の強化